

イキョンジュ(李京柱)さん講演会

弁護士 笹本潤

2017年5月3日の憲法記念日に、突然、安倍首相が憲法改正案として、9条に自衛隊の規定を加える案を提案したので、これにどう対応していけばいいのか、について国内の様々な法律家団体や平和団体に議論が始まっていた。

そのような中、2005年からのJALISAのグローバル9条キャンペーンや平和への権利国際キャンペーンを一緒にやってきた韓国の憲法学者イキョンジュさん(李京柱・仁荷大学)が、日本で出版する『アジアの中の日本国憲法』(勁草書房)の宣伝もかねて7~8月に来日すると情報が入った。以前9条キャンペーンの中で、イキョンジュさんは「韓国では、軍隊の存在を憲法に書き込んだために、憲法上の歯止めが効かなくなった。その点が日本の9条と一番異なる点だ」と語っていた。その時の言葉を思い出し、日本の現情勢にもピッタリの話をしていただけたらと思い、日本縦断の講演を依頼することになった。7月21日東京、8月1日大阪、2日奈良、3日名古屋と4回もの講演を行ってもらった。以下の講演要旨は、名古屋集会のものを、ひだ法律事務所ですとまとめたものである。

講演報告「新憲法9条改正案を斬る」韓国からみた日本国憲法九条

2017.10.2 名古屋

I 「加憲」?

憲法9条は大きな危機に立たされている。

海外では、日本が9条に「自衛隊」の文字を加えることについてどう思っているのか、韓国の例を比較しながら申し上げたい。

9条改憲論は今回初めてのことでない。2012年の自民党草案は、天皇を元首にする、国防軍をおく、緊急事態条項などをおく等のかかなり復古的なもの。かなり大幅な改憲草案であった。

その7年前、自民党結党50周年に当たる年の2005年にも改憲草案が出された。このときは自衛隊の軍隊化や公共の秩序を盛り込む小幅な改正案。

これらに比べると今回(2017年)の改正案は、もっとも小幅であって、安倍さんの改憲への執念を感じる。ワンポイント改憲というか、ワンポイントに絞って、それで今回どうしても自衛隊を憲法に明記したいという意味が垣間見える。

II 武力による平和と武力によらない平和の間

1 韓国憲法の平和主義

(1) 世界にはいろんな平和憲法がある。1つは「武力による平和」憲法、もう1つは「武力によらない平和」憲法。

武力による平和憲法は、専守防衛にするか、あるいは中立国家にするかというもの。武力によらない憲法は、日本国憲法のように戦力を一切持たないという憲法。

この2つの憲法は、言葉は類似しているが、かなり異なる。

(2) 軍隊をおくが、一応平和を標榜している韓国の憲法は、憲法第5条に平和主義的な規定をおいている。

韓国憲法5条1項には、侵略戦争を否認する、2項には、国軍を置く。その国軍の使命は国土防衛である、と規定されている。

「国土防衛」という規定が入ったのは1948年の憲法制定時。当時は、日本の植民地支配を受けたことを踏まえ、国を奪われることは人権保護につながる、必要最小限度の実力は必要だということで、必要最小限度の実力として軍隊をおくべきというふうに議論がされ、国軍として規定された。

ところが、1980年の憲法改正時、国軍の任務として「安全保障」が加わった。安全保障というのは、言葉としてはきれいだ、国軍の任務において、地位的な限界をかなり超える。つまり、国土防衛は、自分の国土のみを防衛するための軍隊だが、安全保障を任務にすれば、自分の国の国益とか、直接間接的に関係のある地域にまで、例えばイラクに派兵するとか、ベトナムにも派兵しうような、そういう地理的な限界をなくすような任務規定となる。

また、軍隊を国民がコントロールできるよう、国軍の組織と編成は法律に従うよう定められている。法律は、大統領が作るのではなく、国民の代表である国会議員が作る規範。そういう規範であるならば、国軍に対してある程度のコントロールができるのではないかという発想だったと思われる。

(3) ところが、平和主義を標榜している韓国の憲法では、いくつかの限界も同時に存在している。憲法そのものにも、平和主義と矛盾する条項がある。

例えば韓国憲法4条には、「領土条項」というものがある。つまり韓国の領土は、「朝鮮半島及び附属する島々」となっており、北朝鮮は、国連に加盟している国家だが、韓国の領土を不法に占拠している国となる。つまり平和的な交渉の相手ではなく、つぶすべき対象になる。

それからもう一つは、我々は自由で民主主義の国に住んでいると自負しているが、韓国の憲法には、我々が普通に考えている自由民主主義とは多少色合いが違う自由民主主義が規定されている。

つまり、自由の敵には人権制限ができるというもの。これは戦後のドイツからの輸入。ドイツでは、

自由民主主義国家 (の成立) 後に、ヒトラー政権が成立したため、自由の敵には人権制限できるという中身の憲法に、自由民主的な基本秩序を規定した。これが韓国憲法でも規定されている。

ところが、はじめはナチスのような全体主義を制限する規定であったが、実際の運用は、全体主義でなくて自分と主張の違う人を規制する条項として濫用されていることもある。また、ドイツでは良心的兵役拒否を認めているが、韓国憲法にはない。

(4) 平和主義の大きな壁となるのは軍事協定。韓国はアメリカと相互防衛条約を結んでいる。その中身は、大きく言えば一つは、集団的自衛権を行使できるようにするため、もう一つは軍備を拡張するため。

軍隊をおくことにより様々な法整備がされている。例えば、軍人を供給するシステムが必要で、それが兵役法。また、軍隊を動かすためには人のみではなくて物資も必要であり、これを規定したのが、徴発法。軍隊を置けば有事に備えなければならない。そこで、緊急権を裏付ける戒厳法など、様々な法律がある。

(5) 最も大きな壁、平和主義が実現されるにおいて壁になるというのは、「文化」である。

「軍隊文化」という言葉がよく使われるが、例えば日本には「会社文化」というものがあつた。会社では、人を組織して動かす。そういう文化が、一般市民の文化にも拡散されている。例えばアメリカでは、「ボーイスカウト文化」があるのではないだろうか。人をどういう風に組織して形をどういう風に決めてというボーイスカウトでやっているようなやり方が、一般社会でも通じているように思われる。

どうも韓国では、軍隊で学んだやり方が社会全体に広がっている。例えば、危機が到来したとき、その危機に対して平和的に解決しようとする人は非国民であるとか、(非国民という非難に) 同調する人のみが国民であるとか、そういう風な傾向がかなり強くなる。

(6) このように見てみると、韓国は、必要最小限の実力として軍隊を憲法においた。シビリアンコントロールのことも考えて規定した。しかしながら、軍隊をおいたおかげで、様々な弊害が出てきたということになる。

一番大きな弊害が、規制力が非常に弱くなるということ。国防外交活動に対する市民の規制力 (シビリアンコントロール) が弱くなる。

例えば、1965年から約10年間、韓国もベトナム戦争に派兵した。このとき、はじめから戦闘部隊を派兵したわけではない。最初は後方支援のつもりで派遣された。第1段階では医療部隊が派兵され、第2段階では工兵隊が。

ちょうど日本が後方支援の段階であつて、これを戦闘部隊の派遣までつなげるかどうかの境目にあると思われるが、こういう段階を経て、韓国では約32万の軍人が派兵され、そのうち約5000名が死亡した。怪我をしたり精神的な障害を負った人までをも含めると、かなりの弊害があつた

と思われる。

(7) 韓国の憲法、つまり武力による平和を標榜している憲法は、平和主義憲法としての実態が豊富ではない、むしろ非常に乏しいので、何とか実態を勝ち取るために、韓国にも憲法の原理原則として平和主義があることを主張しているのだらうと思われる。

2 日本国憲法の平和主義(武力によらない平和)

日本の場合は、韓国の場合と異なり、平和主義憲法としての実態を持っていた。その後自衛隊ができ、最近では自衛隊が海外派兵もできるような形になっているが、いくつかの限定がなされている。後方支援にとどまるとか、アメリカとの軍事条約であっても片面条約にすぎないなど。

私が最も大事に思うのは、「9条2項があるがゆえに、国防や軍事行動を行う場合には、政府がその理由・根拠を説明しなければならない」ということ。

法的には挙証責任というが、まず自衛隊が9条2項に反するから、自衛隊の存在についていろんな説明を持たないといけない。実際には自衛隊が存在するが、(憲法に規定がないことが)自衛隊を制限する制約原理にもなる。これによって日本がかろうじて平和主義憲法を何とか保持していけるようになった。

いわゆる軽武装平和主義、専守防衛ができるようになったということも、ある程度の歯止め、すなわち憲法9条2項のようなものがあり、ようやくこれが働いているとみることができる。

したがって、もし軍隊というものを憲法に公に規定するようになれば、こういう規制がなくなることになる。

III 新憲法九条論の波長(射程)と兵営国家

1 規範と現実の一致問題のみか

(安倍政権は)自衛隊という実力部隊という存在があるので、憲法と一致するために憲法改正するべきだと説明しているが、実態はそれとは全く違う方向に走る恐れがある。

新憲法9条論が何を狙うのか、韓国を反面教師というか、韓国と比較しながら考えてみたい。

安倍さんは現実と憲法が一致しないから、自衛隊という存在があるので、なんとかこれを憲法化したいと主張しているが、実はそうではなくて、武力による平和を実現したいのではないか。

安倍さんはいつも、軍隊は置いても平和主義を放棄するわけではなく、戦争には加担しませんと言っている。しかし、これは本当に純粋に認めてもらえるなら、どういうことかといえば、つまり武力によって貢献したいということなのではないか。

韓国はベトナム戦争に派兵したが、派兵合意の案には、国際平和のために、侵略戦争を阻止するために、ベトナムに派兵するという風に書かれていた。しかし、実態は侵略戦争に加担した。安倍さんが考えていることはこういうことなんじゃないかと、私は考えている。

2 射程

(1) (新憲法9条論は) その他にもいろんな効果を狙っていると思われるが、まず憲法に明記した自衛隊になれば、必要最小限の軍隊であれ、専守防衛の軍隊であれ、憲法に明記されれば、軍隊として様々な要求がされるだろう。

まず軍隊を置くと「敵」がいる。現状の自衛隊の場合は「有事の際に」となるが、軍隊となれば、誰と戦うのかということを明確にしないとイケない。

(2) もう一つは、自衛隊という名前を借りていても実際は軍隊になるから、軍隊としての隊形を作らないとイケない。

現在、韓国軍は専守防衛軍を自負しているが、陸軍の場合は以下のような隊形を取っている。

まず軍があり、その下に10個の軍団がある。軍団の下には師団がある。師団の下には旅団がある。

日本の場合は、まず「軍」と呼べないから、「自衛隊」と呼び、その下に3つの段階を置いている。一つは方面隊、それから師団、旅団という形を取っているが、この方面隊が、韓国の軍、軍団のような形に変換されていくと思われる。

自衛隊は現在、韓国の軍隊と違って野戦軍や歩兵隊がない。今後こういうことも出てくるかもしれない。

もうすでに日本の陸上自衛隊が韓国の軍隊に類似する準備を着々と進行しており、例えば陸上総隊というものを作った。その中に兵站ができる部隊を置いてある。つまり独自の作戦が可能な野戦軍を目指して形を既に変えつつある。

陸上、海上、航空自衛隊をつなげるためには何らかの形が必要であって、それを参謀本部と呼べないから、統合幕僚会議という言葉を使っている。

これを統合本部化していくのではないか。現在すでに統合幕僚本部という言葉を使っており、こういう方向への進行も予想される。

(3) 軍隊をただ遊ばせるわけにはいかないなので、訓練をさせなければならない。訓練をさせるためには、作戦計画という見取り図が必要であり、韓国軍ではアメリカとの様々な軍事作戦がそれに基づいて行われている。

今年(2017年)の3月、韓米連合野戦訓練が2カ月にわたって行われた。8月にはUFGという訓練が行われた。これは実動訓練。実践さながらの訓練で、同時に指揮所訓練という、シミュレーションをする韓国軍と米軍がコンピューターでうまくつながるか、密なコミュニケーションができるか、コメントつまり命令指揮はうまく機能できるかというのを実験する、確かめる訓練が行われた。

野戦訓練には、我々が想像する以上の戦略武器が参加する。戦略武器というのは主に核兵

器のこと。

SLBMが搭載できる潜水艦も参加する。SLBMは、潜水艦で敵の近くまで行ってミサイルを発射するため飛距離と関係なくかなり脅威を持つ。

F35B戦闘機も参加。F35Bはかなり面白く、飛距離が1000kmにも及ぶ。日本では、北朝鮮のミサイル発射実験をかなり脅威と感じているようだが、脅威を感じるノドンミサイルは飛距離が1000km。ところがミサイルは、レーダーである程度探知できるが、F35Bはペース機能というものがついていて、レーダーでうまく探知できない。F35Bは、垂直離着陸ができて、それほど滑走路が長くない戦艦の上からも飛べるようになる。そういう面からみると、北朝鮮の場合は、レーダーで探知できないようなミサイルのようなものが既に動いているということでかなり脅威に感じられるかもしれない。

そこで3月と7月にかけて北朝鮮に猛反発して、これに対抗する形で、アメリカの先制攻撃も視野に入り、朝鮮半島にとって大きな危機となった。

このとき、私は日本の友人たちから、安否を確かめる電話やEメールを多数もらった。「李さん、もし戦争が起こったら日本に避難して下さいね。家ぐらいいは提供しますから」といわれたが、脅威というものはお互い様であって、日本を含めて韓国も北朝鮮からたくさんの脅威を感じるが、相手の方（北朝鮮）もかなりの脅威を感じていると思われる。

（軍事行動には）見取り図が必要で、それが作戦計画。アメリカ軍が世界に様々な作戦計画を持っている。今までは、北朝鮮がもし韓国を侵略した場合にどうなるかという、かなり受け身の作戦計画だった。ところが、98年からかなり攻撃的なものになった。

こういうことが日本でも行われている。日本では自衛隊が憲法に明記されていないので、野戦訓練という言葉は使わない。統合演習という言葉を使っている。

日本では、（韓米の連合指揮所訓練に対し）統合指揮所演習という形をとっている。隔年で行われており、2016年1月も行われ、2016年秋には実働演習つまり野戦訓練に近いものが行われた。

2016年からは、安保法制に基づき、重要影響地帯に備えて、捜索活動の訓練がなされている。

(4) 日本のアメリカ軍隊の作戦計画では、安保法制以降は朝鮮半島の有事の時に様々な波及効果がある。危機が生じた場合どういう風にするかということまで、2017年に入り、範囲が広がっている。

同じ作戦を展開するためには指揮権が必要で、今まではアメリカとの密約の上に存在するといわれていたが、今後、韓国と米国の間のように公の指揮権の問題が出てくると思われる。

軍隊を得ると、世界の軍国は、実戦経験が欲しくなる。どういう作戦に参加して勝ったという実戦経験を持つことにより発言力が強まる。韓国では、例えばベトナム戦争に参加した人達がかなり発言力を持つことになった。実際に大統領になった人も2人いる。1人目は1980年に政権を取ったチョン・ドゥファン、もう1人は1987年からのノ・テウ大統領。

ベトナム戦争への派兵、あるいはイラク戦争への派兵は、アメリカからの要求ではあるが、軍国の世界において、実戦経験が何としても欲しいというのがあるため、そのような側面も、派兵や戦争への参加につながりやすいという構造になっていると思われる。

軍備を増強するため、日本はかなりの軍拡が行われている。日本の国防予算は韓国より多い。韓国は日本円で4兆円前後のところ、日本は5兆円。

武器も、「必要最小限」といいながらかなり最先端の武器が導入されている。例えば、F35Aという爆撃機。F35系は飛距離が1000kmで、ノドミサイルと同じ。しかもF35Aはスペース機能も持っている。これはなかなか相手に脅威を与える。

(5) それから仮に「自衛隊」という名前のままであっても、憲法に明記すれば今日（こんにち）の法律体系が大きく変わる。例えば、有事法制が法律のレベルであっても、憲法と整合性を持たせるために、軍法会議を置いたり、宣戦布告権を定めるなどの必要性がある。第1段階では、自衛隊をまず憲法下にするのだが、次の段階でいろんなことが試みられる可能性が十分ある。

(6) 最も心配しているのは、教育の問題。日本では、「平和教育」や「人権教育」が非常になじんでいる。韓国も、今は「人権教育」が非常になじんでいるが、「平和教育」というのはなじんでいない。

韓国では、平和教育を「安保教育」と呼んで非常になじみのある言葉だが、今後日本でもこういうことが出てくるのではないか。

戦前の日本を考えると、国民を統一させるためには反復教育が必要であり、程度の差はあれど、我々(韓国)も1985年前後まで、高校や大学に教練という教科があった。

教練というのは、軍事教練。軍服とは違う別の服を着て、銃剣の練習をしたり、大学の1年生と2年生のころに1週間くらい軍隊に、しかも休戦地近くまで行って経験してることがあった。

これに対して大学生らが猛反発をして、1985年にはソウル大学の2人の学生が焼身自殺をして、その後廃止された。

教育現場にもこのような影響がある。尚武精神を尊ぶための様々な教育が行われるはず。

3 兵営国家

つまり、これらを一言でいうと、「兵営国家」、西洋ではゲリソンステイツと言いますがこういう状態が特化されるだろうと思われる。

1970年代の韓国、現在の北朝鮮、戦前の日本を考えれば、「兵営国家」というものがどういう国家か、想像が付くだろう。

IV 九条の使い方

1 日本のアジア諸国との平和的付き合い:平和外交による国際貢献

憲法9条をどういう風に使うかといえば、東アジアにおける日本の行動。

平和的な貢献の一つが「9.19共同声明」(2005年)。これは、日本を含めた6者(中国、韓国、北朝鮮、ロシア、アメリカ、日本)が協議し、東アジアにおいて平和フォーラムを作ろうというもの。安全保障の考え方を変える。アメリカと日本だけの安全保障ではなく、東アジアにおけるお互いの安全を考えるというもの(多者間安保体制)。これは日本にとっても非常にためになると思われる。

最近北朝鮮がミサイルを発射し、アメリカに対してどのような提案をしているかという、軍縮交渉をしたい、平和協定を結びたい。ところがこの平和協定の主体というのは、お互い対決している韓国と北朝鮮との間のものではなくて、北朝鮮とアメリカとの間の平和協定。

韓国ではこれはコリヤーパーッシングと呼んでいる。韓国を無視して、アメリカと直接交渉しようとする。これが日本にも当てはまる。つまり、東アジアにおいて、多者間安保体制ないし平和体制を作るにおいて、日本を省略してなんとか新しい秩序を築こうというもの。

日本の役割や発言の場が非常に乏しくなるから、日本が参加できるような、しかもアメリカも同意した「9.19共同声明」は、日本のためにもなるし、日本国憲法9条2項の精神に沿った平和的な国際貢献になるとと思われる。

同時に、北朝鮮をどうするかというのはみなさんの悩みであるし、韓国でもかなり頭の痛いところ。北朝鮮を相手にする方法は3つある。

一つは、非核化を前提にした話し合いをする。もう一つは、話し合いをした結果として非核化する。もう一つは過去の戦争を認めた上でこれを拡散しないように話し合いをする。

今までの韓国政府、アメリカ政府、日本政府が追及してきたのは、一番目。まず非核化してそれを前提にしないと話し合いはしませんという。ところがその結果、北朝鮮はむしろ核開発・ミサイル実験をどんどんやり、力をつけてきている。

韓国では14、5年前にある実験(的政策)が行われた。金大中政権時、北朝鮮には脅威を感じるが、非常に弱い国でもあると分析。つまり核兵器を持つとかミサイル実験するというのは通常の兵力では勝てないから、非対照的な戦力で力をつけようとするのではないかと考えた。25年前、当時の日本はバブル景気で、若い人がまともに給料をもらっても家が買えないので、華麗な車を一台買って生活をするという意味で、「一点豪華」という言葉がはやった。北朝鮮も、通常の兵器を強化するような経済力はないが、核開発やミサイル実験をする経済力は持っているようで、そちらの方に走っている。これをなんとかコントロールしないといけない。

金大中政権と盧武鉉政権の10年間で試みたのは、まず対話をする、その結果としていずれは非核化する。これを対話政策と呼んだ。

新しく発足した文在寅政権で追求している北朝鮮政策も同じ。ところがこれに対して北朝鮮はあまり応じていない。北朝鮮は何を狙っているかといえば、3番目。つまり自分たちは核兵器を保有している国だから、これを前提してお互い軍縮していこうという風な形になるし、相手はアメリカだと。

ところがアメリカは今非常に不安定な状態。トランプ大統領が周りとうまく話し合いができていない。最も問題なのは、東アジア関係のスタッフを整えていないらしい。

場合によっては、第6次核実験もあるかもしれない。ミサイル発射も濃厚かもしれない。そうなるかどうかという解決があるかという、2016年6月に面白い交渉があった。

一つは、中国がアメリカに、北朝鮮をNPTに再加入させるという提案をした。つまり核保有国としての地位を認めた上で軍縮していく。それから、平和協定を提携するという提案。それをアメリカでは無視したが、こういうやり方も考えられると。

それからもう一つは、北朝鮮とアメリカのここ2、30年ほどのやりとりをみみると、お互いに脅威をおおるが、水面下では交渉している。

2016年、アメリカの民間シンクタンクと北朝鮮の担当者が会って、平和協定を望む交渉をしたそうだが、今、トランプ大統領は、戦争が攻撃のオプションの一つであるとか、経済制裁をすとか言っているが、国務長官、日本の外務大臣に当たるアメリカ国務長官レベルでは、話し合いをすべきだとなっている。

北朝鮮に対して、アメリカでは打つ手がないらしい。つまり、経済制裁を強化すると北朝鮮が核開発をやめるかと思ったら、2017年9月に北朝鮮の専門家たちが韓国で行ったシンポジウムにおいて、北朝鮮の対外経済依存率が10%以下となり、海外から経済的なプレッシャーをいくらかけてもそれほど被害がないとの発表がされた。北朝鮮は非常に貧しいがそれなりにいわゆる自立をしているから、経済制裁も効果がない、そういうことを考えると、結局選択肢は、まず話し合いをして、結果として非核化に導くか、拡散防止策とるか。

日本では、非核化を前提にしないと、北朝鮮と絶対に話し合いをしないとなっているが、韓国とアメリカの間では、まずは話し合いをすべきでないか、あるいは、拡散防止の方に交渉を進めるべきではないかという様々な議論が出されている。

私は、北朝鮮の核、ミサイルを管理コントロールすべきだと考える。北朝鮮の核実験は今まで5回あったが、2006年10月9日から2016年の9月まで計5回あるところ、いくつかの共通点がある。

一つは、核実験が行われた5回のうち4回はオバマ政権時。オバマ元大統領は、ノーベル平和賞を受けたが、ノーベル平和賞を受けた人が大統領である時期に4回も核実験が行われている。なぜかといえば、オバマ政権がとった北朝鮮政策は、「ストラテジカル・イグノーアル」(戦略的忍耐、戦略的無視)。

つまりいずれはつぶれるだろうからほっとく、というもの。北朝鮮は、相手（アメリカ）が交渉に応じしてくれないので、交渉力を高めるために核実験をどんどんおこなった。

核実験のサイクルをみてみると、だいたい2,3年。ところが2016年には、1年で2回の実験があった。このとき、2016年7月6日に、北朝鮮で非核化をアメリカに提案した。今まで対話政策については韓国の統一委員会のスポークスマンが提案していたが、この政策だけは北朝鮮のスポークスマンが提案したようだ。ところがアメリカでこれに応じなかったため、早速ミサイル実験が行われた。

核実験が力を持つためには、運搬手段が必要。そのためのミサイル実験。ミサイル実験が目されるようになったのは1998年。

2000年5月18日に韓国・北朝鮮高官が会談をした。その後ミサイル実験はしばらくなかった。2006年5月にテポドン2号が発射されたが、2007年10月4日に、韓国の大統領と北朝鮮の金正日氏が会談をした。その後しばらくミサイル実験がなかったが、2012年から頻繁にミサイル実験が行われている。

注意深くみてみると、初めはミサイル実験ではなくて人工衛星の発射実験だと。しかもかなり公になった。2012年7月には、外国のメディア、新聞記者4名を迎え、公に光明星3号を発射した。その後からは、弾道ミサイル実験であったりそういう形で行われている。

ここで注目したいのは2017年3月6日のミサイル実験。ここで初めて「日本に向くかもしれない」となった。今までは、ずっとアメリカを狙っていたが、日本もどうなるか分からないぞと。日本が悪いというより、日本に米軍基地があるので、それを攻撃するかもしれないぞと。これは、日本の安全を維持するためには、アメリカとの関係や付き合い方を変えろというメッセージとして読まれる。

2017年5月10日に文在寅政権が誕生した。ところがその後も5回にわたるミサイル実験が行われた。これをどう読むか。韓国の一部では、文在寅政権の安保に対する認識が甘いと言っているが、それより北朝鮮が何を考えているかはまだ把握していない。つまり北朝鮮は、アメリカと直接交渉して核を保有している。あまり性能のいいものではないけれども、それを前提として体制を認めてもらおうということになる。今後北朝鮮にどのように対応してコントロールするかということの一つの材料になると思われる。

核実験は北朝鮮のみがやっているわけではなくて、他の国もやっている。2017年7月7日に国連国会で核兵器禁止条約が採択された。ところが反対した国がいくつかある。北朝鮮、韓国、日本、アメリカ。

核兵器については軍縮についてお互いに考えないといけないし、アメリカもいろんな形で、ミサイル実験をやっている。アメリカは10年間で40回もミサイル実験をやっている。アメリカだけじゃなくて、核を保有する先進国もやっている。

こういう実態に対する認識に基づいて、北朝鮮に対しても、冷静にどういう風にコントロールし

ていかということを考えないといけない。

北朝鮮が行う実験について、相手（北朝鮮）が何を考えているか冷静にみてから、何らかの政策をとらなければならない。韓国の場合は、まず対話をすべきだということで、2017年5月に5つの原則と4つの課題を出した。

一つは平和的な孤立、朝鮮半島の非核化、平和協定を締結、即時できるものとして対話を再開すべきと提案。その他にも平昌オリンピックへの北朝鮮の参加などを提案している。

日本は何をすべきか。まずはアメリカとの付き合い方をどうにか変えなければならない。2017年3月6日のミサイル実験で、在日米軍基地も標的になるかもしれないということなどを考えたとき、日本には米軍だけでなく、国連軍もある。国連軍とは、正確にいえば現在は多国籍軍だが、形としては残っている。なぜ形のみとはいえ、残っているかという、国連軍と日本政府の間に行政協定があって、日本の主な5つの基地を国連軍が使えるようになっている。国連軍は、アメリカ軍が主に占めているから、二重の意味で日本の基地を使えるようになっている。

もちろん日本の安全というのもとても大事。安全を確保するための手段というのも、幅を広げて考えるべき。

多国間での体制を考えていくべきであって、もっぱらアメリカのみを見ていると、より脅威が高まるのが今の東アジアの情勢なのではないか。

2 軍事化の歯止め

安保法制などを含めて考えると、日本国憲法9条の意義は半分以下になっているんじゃないかと。かなり失望するかもしれないが。

しかし、9条があるがゆえ、日本政府は軍事的政策をとるときに様々な説明をしなければならない。説明を必要とすることによって、いわゆる専守防衛が維持されている。

このことを是非とも理解して、韓国の武力による平和、平和を擁護しているけど軍隊を持つということが、いくらでも重武装や軍事化につながりやすいということを他山の石としながら、9条3項が加えられようとしていることに対応していくべき。

つまり、専守防衛が成り立つのは9条2項ゆえであって、9条3項のようなものが加えられていけば9条2項が死文化していく。そうなれば日本の憲法は、「武力による平和」という形になって、いろんな弊害が出てくる。

もう一つ付け加えれば、日本国憲法9条というのは、1945年8月に原爆投下によって多大な被害を受けたので、そのような戦争が二度と繰り返されないようにするという側面が大きい。東アジアに対する一つの誓約として、アジアに対して二度と戦争しませんよという、不戦の誓いそのもの。

こういうことをよく考えて、日本と韓国、市民が、共に頭を使って、なんとか9条を保ってられるように考えていくべきだと思います。

(反訳・抄訳作成：ひだ法律事務所)